

みんなでつくる
働く人にやさしい唐松

令和8年度
全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場



Safe Work Action

参加方法等について

参加は任意です。

たくさんの参加をお
待ちしております！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

唐津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明内容

- 1 「**Safe Work Action**」の趣旨・実施内容について
- 2 取組宣言書の作成・提出・公開について
- 3 ロゴマークの提供・使用・取扱いについて
- 4 取組宣言事業場登録証の交付について
- 5 求人時の記載について



1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ 背景

佐賀県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成21年に940人と過去最少を記録しましたが、令和2年以降毎年1,200人を超えており、減少傾向が見られない状況です。

また、死亡労働災害については、令和2年から令和7年までの5年間に、32人もの尊い命が失われており、深刻な状況が続いています。

労働者の健康については、定期健康診断の有所見率が令和2年以降60%を超える状況が続いており、全国を上回って推移しています。

さらに、令和6年度に佐賀労働局管内の労働基準監督署が長時間労働が疑われる事業場に対して実施した監督指導において、対象となった360事業場のうち、146事業場（40.6%）で違法な時間外労働が認められ、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は81事業場という結果であり、依然として違法な長時間労働を行わせている事業場が複数認められます。



3

1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ 概要

令和5年度を初年度とする5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」の目標達成※1に向けて、同計画の重点事項である「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」の一層の促進を図るため、佐賀労働局と佐賀・唐津・武雄・伊万里労働基準監督署が一体となって、「**Safe Work Action**」と題し、「**Safe Work**※2」を中心とするキャッチフレーズを用いたロゴマークを活用し、労働災害の防止に取り組みます。

「**Safe Work Action**」は、

- (1) **取組事項の見える化**：①職場の安全確保、②労働者の健康確保、③労働条件向上の3点について、事業者が自ら取組事項を定めて内外に宣言すること。
- (2) **取組意識の見える化**：職場の安全衛生活動などにロゴマークを活用すること。

が特徴です。

※1 令和5年度を初年度とする5か年計画である「佐賀労働局第14次労働災害防止計画」において、『（佐賀労働局第13次労働災害防止計画の期間と比較して）死亡者数15%以上減少・死傷者数減少』などの目標を掲げています。

※2 「**Safe Work**」は、「労働災害を防止し、『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。

佐賀労働局第14次労働災害防止計画はこちら



4

1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ 実施者

佐賀労働局及び佐賀・唐津・武雄・伊万里労働基準監督署
(事務局は各労働基準監督署の安全衛生部署、唐津労働基準監督署は安全衛生課)

○ 実施対象者

各事業場の事業者及び労働者

佐賀労働局Hホームページ
内の「**Safe Work Action**」
のページはこちら



○ 実施期間

令和8年10月1日から令和10年3月31日まで※

(武雄労働基準監督署は令和7年10月1日から)

※ 第14次労働災害防止計画終了までですが、災害の発生状況などによって延長する場合があります。

5

1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ 「Safe Work Action」への参加手順（事業場単位で手続き）

- (1) 「**Safe Work Action**取組宣言書（以下「取組宣言書」といいます。）」の入手
↓
- (2) 安全衛生委員会等と協議し（労働者の意見の反映）、取組宣言書の作成して事業場の労働者へ周知
↓
- (3) 取組宣言書を事務局（唐津労働基準監督署 安全衛生課）に原則としてメールで提出
↓
- (4) 事務局は提出された取組宣言書を確認後、提出事業場を「**Safe Work Action**取組宣言事業場（以下「取組宣言事業場」といいます。）」として登録し、佐賀労働局のホームページに登録番号、事業場名、所在地、取組宣言書を掲載
↓
- (5) 事務局から取組宣言事業場にメールにて登録番号の通知及びロゴマークのデータを提供
+ 唐津労働基準監督署では、取組宣言事業場に「**Safe Work Action**取組宣言事業場登録証」を郵送にて交付

6

1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ ロゴマーク



背景のマークは、「未来への架け橋」と「虹」をイメージしてデザインしたものです。ロゴマークの配色は署によって異なり、地域の特色などを反映したものになっています。

唐津労働基準監督署については、安全を意味する色である緑とグランブルーとも称される管内の美しい海をイメージした色を組み合わせただけにしています。

また、**Work**の「k」は、安全確認のため指差呼称を行う人物と明るい未来を指し示す人物を模したものです。

7

1 「Safe Work Action」の趣旨・実施内容について

○ キャッチフレーズとロゴマーク

キャッチフレーズは、「**Safe Work**」だけでなく、『**Safe**』のそれぞれの文字を頭文字とするキャッチフレーズである「**Smart Work**」、「**Active Work**」、「**Fun Work**」、「**Equal Work**」があり、これに併せてロゴマークも以下の5種類があり、テーマに応じた使い分けがいたいただくことが可能です。

また、事業者には、会社名等を表記できるよう、「**KARATSU**」の文字がないものも提供いたします。



労働災害防止に取り組む『安全・安心』な職場

多様な働き方が可能な職場

働きがいがある職場

ハラスメントのない職場

公平な待遇の職場
(同一労働同一賃金など)

【参考】 事業場で使用する場合のイメージ


「KARATSU」を「株式会社〇〇労働」に変更



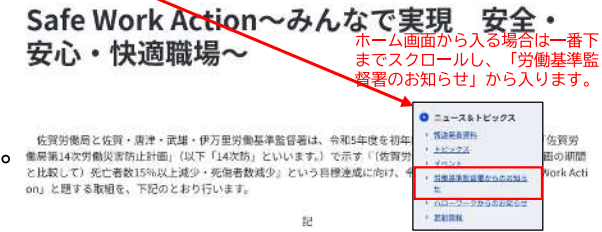
8

2 取組宣言書の作成・提出・公開について

- (1) 佐賀労働局ホームページから「**Safe Work Action**取組宣言書」(以下「取組宣言書」といいます。)をダウンロードして入手
(<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage02756.html>)
又は
検索サイトで「Safe Work Action」で検索



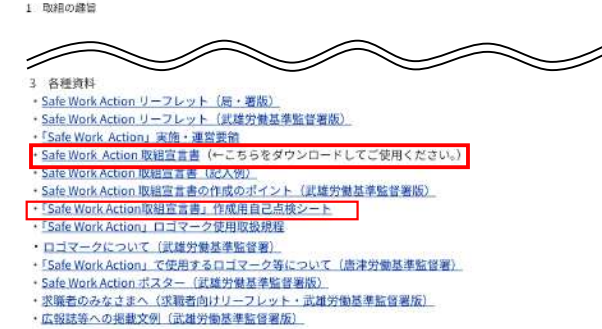
- (2) 事業場の現状を踏まえて※、①職場の安全確保、②労働者の健康確保、③労働条件向上の3点に関する取組事項と取組期間について、安全衛生委員会又は労働者の過半数代表者等と協議し、取組内容を決定
※「**Safe Work Action**取組宣言書」作成用自己点検シートを活用ください。



- (3) 取組宣言書を作成し、事業場の見やすい場所に掲示する等により周知

- (4) 作成した取組宣言書を唐津労働基準監督署に原則としてメールで提出(アドレスは「safe-work-karatsu@mhlw.go.jp」)

- (5) 唐津労働基準監督署は提出された取組宣言書の内容を確認後、取組宣言書を提出した事業場を「**Safe Work Action**取組宣言事業場」(以下「取組宣言事業場」といいます。)として登録番号を付し、佐賀労働局ホームページ内の専用ページに取組宣言書を掲載



2 取組宣言書の作成・提出・公開について

○ 取組宣言書作成のポイント

- (1) 事業(企業)の名称、事業場の名称、業種、事業場の所在地、常時使用する事業場の労働者数(パート等も含みます。)を記載してください。
- (2) 代表者のメッセージは、取組の実効性が高まるようなものとしてください。
- (3) 取組事項は、「〇cm以上の段差はスロープをも受ける等により解消し、転倒災害を〇件以下にする」など、具体的な取組内容や現状よりもレベルアップしたことが客観的にわかるような数値目標を掲げることが重要です。また、既に作成している「年間安全衛生計画」や女性活躍促進法や次世代育成支援対策法に基づく「一般事業主行動計画」で掲げるものと同じにしても差し支えありませんが、改めて安全衛生委員会等での審議は必要です。
- (4) 取組期間の終期は令和10年3月31日を超えないものとし、令和10年3月31日より前の場合は、取組宣言書を更新して、提出していただくことを推奨します。
なお、更新しない場合でも、ロゴマークの使用は可能です。
- (5) 労働者の過半数代表等との協議年月日・協議方法、社内への周知年月日・周知方法を記載してください。

Safe Work Action 取組宣言書 (記入例)

事業の名称	労働株式会社			法人名(個人事業の場合は番号)	
事業場の名称	グループホーム労働	〇〇工場、〇〇支店など	業種	社会福祉施設	
事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇〇			労働者数	18人
代表者メッセージ	労働者が安全な環境・健康な状態で、そして楽しく仕事ができるように取り組んでまいります。そのためには教育や研修、雇用形態に問わず、お互い積極的にコミュニケーションをとり、良い雰囲気職場にしましょう。				
職場の安全確保に関する取組	取組期間中に電動リフトを導入する等により「フリーリフト」を推進するとともに、全労働者に対して搬送に関する安全衛生教育及び腰痛健康診断を実施し、取組期間中における腰痛による労働災害を0件とする。				
労働者の健康確保に関する取組	取組期間中に運動など健康増進に取り組む労働者に対して、毎月「健康増進手当」を支給することにより、労働者の健康増進を支援し、取組期間中に実施する定期健康診断の出席率を65%以上とする。				
労働条件向上に関する取組	「年次有給休暇取得予定表」を活用して、毎月1日以上の有給休暇の取得を推奨し、有休率の年間取得率80%以上を達成する。				
①1～3の口には、必ず「〇〇」の記載・捺印を必ずしてください。	①上記内容について、労働者の過半数代表者等と協議しました。 ②協議方法：労働者の過半数代表者又は過半数労働組合との協議、安全衛生委員会での協議 ③上記内容について、社内へ周知しました。 (周知年月日：令和8年9月1日、周知方法：全労働者へのメール、掲示板への掲示) ④本取組宣言書を佐賀労働局のホームページに掲載することに同意します。				
協議年月日	令和8年	9月	1日		

以下の情報は公開されません。

連絡先電話番号 0000-00-0000

担当者職氏名 事務長 〇〇〇〇

ロゴマーク送付先メールアドレス 〇〇〇〇-〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇

2 取組宣言書の作成・提出・公開について

○ 取組宣言書作成等の掲載

佐賀労働局ホームページ



Safe Work Action～みんなで実現 安全・安心・快適職場～

佐賀労働局と佐賀・唐津・武雄・伊万里労働基準監督署は、令和5年度を初年度とする5か年計画である「佐賀労働基準第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」といいます。）で示す「佐賀労働基準第13次労働災害防止計画の順進と比較して」死亡者数15%以上減少・死者数減少」という目標達成に向け、令和8年10月1日から「Safe Work Action」と題する取組を、下記のとおり行います。

1 取組の経緯

4 取組宣言書提出事業場

- 取組宣言書提出事業場一覧（佐賀労働基準監督署）※
 - 取組宣言書提出事業場一覧（唐津労働基準監督署）※
 - 取組宣言書提出事業場一覧（佐賀労働基準監督署）※（こちらをクリックして専用ページにお入りください。）**
 - 取組宣言書提出事業場一覧（伊万里労働基準監督署）※
- ※ 佐賀・唐津・伊万里労働基準監督署については、令和8年10月1日以降に掲載します。



Safe Work Action取組宣言事業場一覧

（令和8年4月15日時点、登録事業場数13）

宣言書をクリックすると宣言書をご覧いただけます。



登録番号	事業場名	所在地	宣言書	備考
令和7年度第1号	株式会社 平川建設	武雄市北方町大字志久2044	宣言書	
令和7年度第2号	増田建設株式会社 本社	唐津郡太良町大字多良1815	宣言書	
令和7年度第3号	九州電力送配電株式会社 佐賀支社 配電部 武雄配電事業所	武雄市武雄町昭和776番地	宣言書	
令和7年度第4号	清水施工株式会社	武雄市山内町大字島海11125番地	宣言書	令和8年4月15日更新
令和7年度第5号	株式会社NEOMAX九州	武雄市北方町大字大崎2738番地	宣言書	

宣言書をクリックすると事業場から提出された「取組宣言書」（PDFにしたもの）を見ることができます。

11

3 ロゴマークの提供・使用・取扱いについて

○ ロゴマークの提供

取組宣言事業場に対し取組宣言書に記載されているメールアドレスあてにロゴマークのデータ（PNGデータ）をお送りします。

○ ロゴマークの使用

取組宣言事業場だけでなく、同一企業内であれば使用していただいて差し支えありません。以下のような範囲でご使用ください。

- (1) 宣言事業場のホームページ又は公式SNS
- (2) 宣言事業場が使用する建屋等の不動産
- (3) 宣言事業場が施工する建設工事現場
- (4) 宣言事業場が使用する車両、建設機械等の動産
- (5) その他前各号に準ずるもの

なお、ロゴマークは、**Safe Work Action**実施期間終了後も使用可能です。

○ ロゴマークの使用停止

以下のような行為が認められた場合は、ロゴマークの使用停止を求める場合があります。

- ▶ 佐賀労働局及び唐津労働基準監督署の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき
- ▶ 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- ▶ 佐賀労働局及び唐津労働基準監督署による各種調査に特段の理由なく応じないとき
- ▶ 佐賀労働局及び唐津労働基準監督署から労働関係法令の違反については是正を求められ、期日までに是正されないとき
- ▶ 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき など

12

3 ロゴマークの提供・使用・取扱いについて

○ ロゴマークの活用イメージ

ヘルメットに表示



業務で使用する車両に表示



掲示物に表示



入口ドアに表示



名刺に表示



職場からハラスメントをなくします

ハラスメント行為は人権にかかわる問題であり、従業員の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。当社は、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての従業員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

このため、管理職を始めとする全従業員は、会社の研修への参加などにより、ハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない企業風土づくりを心掛けてください。

〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

13

4 取組宣言事業場登録証の交付について

取組宣言事業場には、「**Safe Work Action**取組宣言事業場登録証（以下「登録証」といいます。）」を郵送にて交付します。

有効期限は、取組宣言書に記載された取組期間の終期となります。

取組期間終了後に新たに取組宣言書が提出された場合は登録証も新たに交付しますが、登録番号と登録年月日は最初の登録時のものとなります。

Safe Work Action 取組宣言事業場登録証	
	
〇〇〇〇株式会社〇〇工場 殿	
貴事業場から提出された「 Safe Work Action 取組宣言書」により、①職場の安全確保、②労働者の健康確保、③労働条件向上に、自発的に取り組む事業場であることを確認しましたので、下記のとおり、「 Safe Work Action 取組宣言事業場」として登録したことを証します。	
記	
登録番号	令和8年度第00号
登録年月日	令和00年00月00日
有効期限	令和00年00月00日
令和00年00月00日	
唐津労働基準監督署長	
	

14

5 求人時の記載について

「**Safe Work Action**」の実施に当たり、佐賀県内のハローワークと連携しており、求人票の特記事項欄に取組宣言事業場ごとに振り出される『登録番号』を記載することが可能です。

なお、特記事項への記載は、求人者（取組宣言事業場）自身で記載する必要がありますのでご注意ください。

【求人票の特記事項への記載イメージ】

Safe Work Action取組宣言事業場
(〇〇労働基準監督署 登録番号第〇〇号)

※ 特記事項の注意点：半角不可、1行30字まで

15

ご清聴ありがとうございました

皆さまご安全に！



厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「**職場のあんぜんサイト**」から発信しています。このサイトには安全衛生教育などに利用することができる労働災害事例や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。

職場のあんぜんサイト 検索

厚生労働省では労働基準関係法令、事案に応じた相談先等労働条件の悩みの解消や労務管理の改善に役立つ情報を労働条件ポータルサイト「**確かめよう労働条件**」から発信しています。

事業主や労務管理担当者向けには、36協定等の届出書や就業規則の作成支援ツール、診断コンテンツを通じた長時間労働や労働災害防止のための情報を発信していますので、是非ご活用ください。

確かめよう労働条件

検索



唐津労働基準監督署管内で以下の説明会などが開催予定です。

是非ご参加ください。

1 佐賀県産業安全衛生大会

- ・日時：令和8年10月2日（金）13時30分～
- ・場所：唐津市文化体育館

特別講演

講師 落語家 三遊亭電楽 師匠
演題 安全と健康は笑いから

2 転倒災害予防説明会

- ・日時：令和8年11月26日（木）14時00分～
- ・場所：唐津市文化体育館

講師 秋永尚宏 あきながなおひろ
Studio Life 代表 健康運動指導士
佐賀産業保健総合支援センター
産業保健相談員

演題

「身体機能も踏まえた転倒災害の防止対策」

主に50歳以上の労働者を対象とした内容ですが、事業主、安全衛生担当者や50歳未満の労働者など、どなたがご参加いただいても結構です。

申込はこちらから



16